

ギジェルモ・ラッソ大統領は、エクアドルが経験している政治危機と国内混乱に対する憲法上の対応として、議会を解散することを決定

東京、2023年5月18日

エクアドル共和国大統領ギジェルモ・ラッソ・メンドーサは、2023年5月17日、「深刻な政治危機および内乱のため」国民議会を解散する権限を与える共和国憲法第148条を発動する政令第741号に署名しました。

国家元首は、この決定は「エクアドルが耐えている政治的危機と内部騒動に、憲法上の解決をもたらし、エクアドル国民に次の選挙で自分たちの将来を決める力を取り戻すことを目的としている」と断言した。

エクアドル憲法第148条によると、「共和国大統領は、憲法裁判所の好意的な意見に基づき、国民議会がその憲法上の権限に属さない機能を担っていると考える場合、または国家の発展計画の実施を繰り返し不当に妨害する場合、あるいは深刻な政治危機や内乱のために国民議会を解散させることができる」とあります。

これは「エクアドルのより良い未来を共に築くための新しい瞬間です。（中略）政府、民主主義、国家を不安定にすることを目的とした政治的課題を持つ議会と共に、エクアドルの家庭が抱える問題を解決し、不安とテロ行為が我々に突きつける課題に立ち向かうために前進することは不可能である」と述べました。

この政令が公布されると、共和国憲法に基づき、全国選挙評議会は、それぞれの残りの期間で同時期に、最大7日間、立法・大統領選挙を行うよう要請することができます。

一方で、新しい国民議会が設置されるまでの間、ギジェルモ・ラッソ大統領は、憲法裁判所の賛成意見に基づき、経済に関する緊急の法令を発行することができますとしています。

政府は、すべての公共サービスが通常通り運営されることを明らかにし、また、軍隊と国家警察は、エクアドル全土の安全を保証するとしました。

## Embassy of Ecuador in Japan

Address: 3 chome-5-7 Azabudai, Minato-ku, AMEREX Bldg., 8F,  
Tokyo 106-0041, Japan  
Phone: 03-6441-0122  
[www.cancilleria.gob.ec/japan](http://www.cancilleria.gob.ec/japan)